

令和8年度

府中町公共施設照明設備LED化業務に係る  
公募型プロポーザル実施要領

令和8年3月

府 中 町

## 1 業務の目的

本業務は、2050年のゼロカーボンシティの実現及び2027年の蛍光灯製造中止の状況を踏まえ、温室効果ガス排出量及び電力使用量を削減するため、公共施設における既存照明設備をLED照明へ更新するものである。

本業務では、LED照明の更新に関して豊富な技術・技能等を有する事業者へ委託するため、公募型プロポーザル方式により企画提案を募集し、契約候補者を選定することとしており、本要領は、公募型プロポーザル方式の実施に必要な事項を定めたものである。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

令和8年度府中町公共施設照明設備LED化業務

### (2) 業務内容

- ① LED照明導入に係る現地調査業務
- ② LED照明導入に係る施工計画作成業務
- ③ LED照明器具・ランプの調達、設置業務
- ④ 既存照明器具等の撤去、運搬、廃棄業務
- ⑤ その他上記に関連する事項

詳細は、別紙1「仕様書（府中町役場本庁舎及び消防庁舎・老人福祉センター福寿館）」

のとおりとする。

### (3) 対象施設

- ① 府中町役場本庁舎及び消防庁舎（安芸郡府中町大通三丁目5番1号・5番9号）
- ② 老人福祉センター福寿館（安芸郡府中町浜田本町5番25号）

既存照明器具の種別及び数量は、別紙2「既存照明器具一覧」のとおりとする。

### (4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

### (5) 提案上限額（消費税及び地方消費税を含む）

- ① 府中町役場本庁舎及び消防庁舎 42,581,000円
- ② 老人福祉センター福寿館 6,146,000円

※上記金額は提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではない。

また、各施設の上限額を超える提案については無効とする。

## 3 事業者の選定方法及び契約方法

本業務は、公募型プロポーザル方式により、対象施設を一括して業務を行う契約候補者を1者選定し、契約候補者とは随意契約により対象施設毎に契約するものとする。

## 4 参加資格

- (1) 本プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）は、本業務を十分に遂行する能力を有すると認められる事業者あるいは複数の事業者で構成する共同体（以下「グループ等」という。）とする。
- (2) グループ等で参加する場合は、統括役割を担う代表事業者を1者選定し、その代表事業者が当町との連絡窓口及び契約締結等の諸手続きを行う。また、本業務遂行の全ての責を負うものとする。参加申込時には、グループ等の構成員を全て明らかにするとともに、各々の役割分担を明確にすること。また、構成員は本プロポーザルに参加する事業者及び他のグループ等の構成員として重複しないこと。
- (3) 参加者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による電気工事の建設業の許可を保有していること。（グループ等で参加する場合は、構成員に保有している者を1者以上含めること。）
- (4) 参加者（グループ等の代表事業者及び構成員を含む）は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。
  - ア 府中町の直近の競争入札参加資格者名簿に登録されている者。
  - イ 公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、府中町の指名除外を受けていない者。
  - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者。
  - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定又は民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。
  - オ 府中町暴力団排除条例（平成23年条例第14号）第2条第3号に規定する暴力団員でない者。

## 5 プロポーザル実施スケジュール

内 容	日 程
公告	令和 8 年 3 月 1 7 日（火）
参加表明書提出期限	令和 8 年 3 月 2 7 日（金）午後 5 時まで【必着】
参加資格審査結果通知	令和 8 年 4 月 1 日（水）までにメールで通知
図面データ（平面図）の配布 （希望者のみ）	令和 8 年 4 月 2 日（木）～令和 8 年 4 月 3 日（金）
質問受付期間	令和 8 年 4 月 2 日（木）～令和 8 年 4 月 6 日（月）午後 5 時まで
質問回答予定	令和 8 年 4 月 9 日（木）
企画提案書等提出期限	令和 8 年 4 月 1 7 日（金）午後 5 時まで【必着】
プレゼンテーション（審査）	令和 8 年 4 月下旬～令和 8 年 5 月上旬 ※実施日は調整のうえ別途通知する
審査結果通知	令和 8 年 5 月上旬までに送付

※日程については、応募状況、選定経過等により変更となることがある。

## 6 参加表明書の提出方法

本プロポーザルに参加を希望する者は、下記の書類 1 部を期限までに提出すること。

### (1) 提出書類

書類名	様式	注意事項
参加表明書	第 1 号	代表者印を押印したもの グループ等で参加する場合は、代表事業者名で作成すること
グループ構成表	第 2 号	グループ等で参加する場合のみ提出
会社概要調書	第 3 号	グループ等で参加する場合は、代表事業者及び全ての構成員が作成すること。 ※代表事業者又は構成員の電気工事の建設業許可証の写しを添付すること（1者以上）

### (2) 提出期限

令和 8 年 3 月 2 7 日（金）午後 5 時【必着】

### (3) 提出方法

持参又は郵送

※持参による場合は、提出期間内の開庁日午前 8 時 30 分から午後 5 時（正午から午後 1 時を除く）に窓口に出すこと。

※郵送による場合は、簡易書留郵便等、配達完了の確認が取れる方法による郵送で提出すること。なお、郵送事故等については、当町はその責めを負わない。

#### (4) 提出先

〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目5番1号

府中町町民生活部環境課環境保全係

電話番号 082-286-3244

#### (5) 参加資格審査結果の通知

令和8年4月1日(水)までに参加表明者宛に審査結果を電子メールにより通知する。

### 7 図面データ(平面図)の配布

本プロポーザルの参加資格を有し、図面データの配布を希望する者は、次の事項を記載(様式任意)のうえ、電子メールで申請すること。

※電子メールを送信する際の件名は「公共施設照明設備LED化業務に関する図面配布申請(会社名)」とすること。

#### (1) 記載事項

ア 業務名

イ 住所、商号又は名称及び代表者職氏名

ウ 担当者の部署、氏名及び連絡先(電話番号、電子メールアドレス)

エ 図面のデータ配布を希望する旨記載

#### (2) 申請期間

令和8年4月2日(木)から令和8年4月3日(金)午後5時まで

#### (3) 提出先

府中町町民生活部環境課環境保全係

電子メールアドレス [kankyoka@town.fuchu.hiroshima.jp](mailto:kankyoka@town.fuchu.hiroshima.jp)

#### (4) 配布方法

担当者の電子メールアドレスに、図面データをPDF形式にて随時送信する。

#### (5) その他

配布する図面データは、本業務のみに使用すること。

※図面は現況と一致するものではないことに留意すること。

### 8 質問の受付

本プロポーザルの参加資格を有する者で、本プロポーザルに関して質問がある場合は、質問書(様式第4号)に記入のうえ、以下のとおり電子メールで提出すること。

※電子メールを送信する際の件名は「公共施設照明設備LED化業務に関する質問書(会社名)」とすること。

### (1) 受付期間

令和8年4月2日(木)から令和8年4月6日(月)午後5時まで

### (2) 提出先

府中町町民生活部環境課環境保全係

電子メールアドレス [kankyoka@town.fuchu.hiroshima.jp](mailto:kankyoka@town.fuchu.hiroshima.jp)

### (3) 質問に対する回答

令和8年4月9日(木)までに参加資格を有する全ての者に対して、電子メールにより回答する。

### (4) その他

ア 質問に対する回答は、本要領及び仕様書等の追加又は修正とみなす。

イ 審査事項に関する質問や他の事業者に関する質問等、審査に支障をきたす恐れのある質問については一切応じない。

ウ 受付期間終了後の質問は受け付けない。

## 9 企画提案書等の提出

本プロポーザルの参加資格を有する者は、下記の書類11部(正本1部、副本10部)を期限までに提出すること。

### (1) 提出書類等

書類名	様式	注意事項
企画提案書提出届	第5号	代表者印を押印したもの
企画提案書	任意	<b>別紙3「企画提案書等作成要領」</b> に基づき作成すること。
業務実績調書	第6号	グループ等の場合は代表事業者のみの実績とすること。
配置予定技術者届	第7号	グループ等の場合、業務責任者は代表事業者から選任すること。 監理技術者・主任技術者は建設業法等に基づき配置すること。
事業効果表	第8号	
見積書	任意	消費税及び地方消費税を含む税込み価格とする。 施設毎(府中町役場本庁舎及び消防庁舎・老人福祉センター福寿館)に提出すること。

### (2) 提出方法

持参又は郵送

※持参による場合は、提出期間内の開庁日午前8時30分から午後5時(正午から午後1時を除く)に窓口に出すこと。

※郵送による場合は、簡易書留郵便等、配達完了の確認が取れる方法による郵送で提出すること。なお、郵送事故等については、当町はその責めを負わない。

### (3) 提出期限

令和8年4月17日（金）午後5時【必着】

### (4) 提出先

〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目5番1号

府中町町民生活部環境課環境保全係

電話番号 082-286-3244

### (5) 辞退届の提出

本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（様式第9号）を提出すること。

## 10 プレゼンテーション及び審査方法

### (1) 日時・会場

令和8年4月下旬から令和8年5月上旬

※実施日時及び会場は調整のうえ別途通知する

### (2) プレゼンテーションの留意事項

ア プレゼンテーションの順番は、参加表明書の提出順とする。

イ 所要時間は1者20分（説明時間15分、質疑応答5分）以内とする。

ウ 説明会場に入室できる人数は5名以内とし、業務責任者は必ず出席すること。

エ プレゼンテーションは企画提案書に基づき行うこと。企画提案書にない新たな提案や追加資料の配付は認めない。

オ スクリーン、プロジェクター及びHDMIケーブルは当町が用意するが、パソコン及びその他必要な機器等は事業者が準備すること。

カ 必要機器のセッティングは、前提案者説明終了後の休憩時間（約10分）に行うものとする。

### (3) 審査の方法

ア 企画提案書等の審査は、令和8年度府中町公共施設照明設備LED化業務公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、**別紙4「評価基準」**に基づき評価し、最高得点の者を契約候補者、次点の者を契約候補次点者として選定する。

イ 最高得点が同点となった場合は、見積価格が低い者を契約候補者として選定し、見積価格も同額の場合は、選定委員会で協議し多数決により決定する。

ウ 審査は、参加者が1者の場合であっても行う。

エ 総合評価点が6割を満たさない場合、契約候補者の選定の対象としない。

### (4) 審査結果の通知及び公表

ア 審査結果は、企画提案書等の提出のあった者全員に電子メールにより通知する。

なお、選定に対する一切の問い合わせ及び異議には応じないものとする。

イ 契約候補者名及び契約候補次点者は、府中町ホームページで公表する。

## 11 失格条項等

本プロポーザルの参加者が次の事項のいずれかに該当した場合には審査の上、当該参加者の提案を失格とする。

- (1) 「4 参加資格」に記載の要件を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書等の提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 本要領に違反又は逸脱した場合
- (5) 見積書に記載の金額が「2 (5) 提案上限額」を超えている場合
- (6) プレゼンテーションに参加しなかった場合

## 12 契約に関する特記事項

- (1) 実際の契約にあたっては、契約候補者の提案内容に基づき、当町各施設担当者と契約候補者が契約内容の協議を行い、予定価格の範囲内で見積書及び業務費内訳書等を徴取し、随意契約の方法により代表事業者と契約を締結する。なお、契約候補者が契約を辞退した場合は、契約候補次点者と協議を行う。
- (2) 実際の契約に係る仕様書の内容は、本プロポーザルの仕様書に契約候補者から提案のあった内容を加えたものとする。
- (3) その他、契約についての詳細な手続は、法令及び本町の規則等の定めるところによる。

## 13 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に係る全ての費用は、参加者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルに係る提出書類は返却しない。
- (3) 提出書類等の著作権は、参加者に帰属する。ただし、当町が本プロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、提出書類等の内容を無償で使用できるものとする。
- (4) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料等を使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。
- (5) 当町が提供する資料は、本プロポーザル以外の目的で使用してはならない。
- (6) 提出された企画提案書等について、府中町情報公開条例（平成10年府中町条例第16号）に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となるが、その者の権利、競争上の地位、その他利益を害すると認められる情報は、非公開となる場合がある。

## 14 問い合わせ先

府中町町民生活部環境課 環境保全係

〒735-8686 安芸郡府中町大通三丁目5番1号

電話：082-286-3244（直通）

メールアドレス：[kankyoka@town.fuchu.hiroshima.jp](mailto:kankyoka@town.fuchu.hiroshima.jp)

【別紙及び様式】

- 別紙 1 公共施設照明設備LED化業務仕様書
- 別紙 2 既存照明器具一覧
- 別紙 3 企画提案書等作成要領
- 別紙 4 評価基準

- 様式第 1 号 「参加表明書」
- 様式第 2 号 「グループ構成表」
- 様式第 3 号 「会社概要調書」
- 様式第 4 号 「質問書」
- 様式第 5 号 「企画提案書提出届」
- 様式第 6 号 「業務実績調書」
- 様式第 7 号 「配置予定技術者届」
- 様式第 8 号 「事業効果表」
- 様式第 9 号 「辞退届」